

**よさこい高知文化祭2026広報等委託業務
公募型プロポーザル企画提案書作成要領**

1 提出書類

提出書類及び提出部数を次表に示します。

番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	基本的な考え方及び企画概要	A 4、4 枚以内	正本 1 部 副本 15 部
2	ホームページの画面デザイン	A 4、10 枚以内	
3	ホームページのシステム設計及び管理運営	A 4、5 枚以内	
4	2 年前プレイベント	A 4、5 枚以内	
5	業務実施体制及びスケジュール	①業務実施体制 A 4 2 枚以内 ②スケジュール A 4 2 枚以内	
6	経費見積書	A 4、4 枚以内	
県が推進する 施策への取組 の確認資料 (任意)	高知県ワークライフバランス推進企業	「高知県ワークライフバランス推進企業認定書」の写し	
	くるみん、えるぼし等	「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し	
	障害者の雇用※	直近の障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用誓約書	
	ISO14001	「環境マネジメントシステム登録証」の写し	
	エコアクション 21	「エコアクション 21 認定・登録証」の写し	
	こうち SDGs 推進企業	「こうち SDGs 推進企業登録証」の写し	

※ 障害者雇用について、法定雇用率制度の適用がある場合は、直近の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印のあるもの）を提出すること。

法定雇用率制度の適用がない場合は、障害者雇用誓約書（様式は特に定めはないが、建設工事競争入札参加資格申請時の様式として定めている「障害者を雇用している旨の誓約書」等を参考にすること。）を提出すること。

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時必着

※この期限までに全ての必要書類の提出がない場合、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-0870

高知県高知市本町4丁目1番35号（高知県自治会館4階）

よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会事務局

（高知県文化生活部国民文化祭課内）

担当：和田、桑名

TEL：088-821-9451、FAX：088-821-9453

E-mail：140301@ken.pref.kochi.lg.jp

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話又は電子メールでお知らせします。

6 提案書に記述する内容

別添の「よさこい高知文化祭2026広報等委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）を踏まえ、どのように本業務を実施するか記載してください。

（1）基本的な考え方及び企画概要

本提案のねらいやポイントを記載してください。

（2）ホームページの画面デザイン

ア 「よさこい高知文化祭2026」の魅力が伝えられ、読者の関心を高め、興味が喚起されるものとしてください。

イ 以下の（ア）、（イ）のページ案を記載してください。

（ア）サイト全体の構成案

（イ）トップページ

（3）ホームページのシステム設計及び管理運営

ア 本業務で導入するCMSの概要（イメージ画面含む）及び管理者にとっての利便性について記載してください。

イ 使用する解析ツールを記載してください。また、他に必要と思われる解析があれば、併せて記載してください。

ウ データのバックアップ体制などシステム全体の安全性について記載してください。

(4) 2年前プレイベント

ア プレイベント内容

プレイベントの実施内容について、多くの来場者が見込める会場(場所)や文化・芸術系イベントの提案も含め、記載してください。

イ 広報活動

プレイベント開催に係る広報活動について記載してください。

(5) 業務実施体制及びスケジュール

ア 業務実施体制

仕様書に記載されている業務及び提案する業務の実施体制について、事業者名、本業務の実施責任者、担当者及びその従事者数を、図を用いて記載してください。

イ スケジュール

仕様書に記載されている業務及び提案する業務全般の具体的なスケジュールを記載してください。

(6) 経費見積書

提案内容に基づき委託業務を発注した場合の見積額を記載してください。経費見積額は、全体で10,500千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内で、企画提案に係る項目ごとに経費の積算内訳が分かるようにしてください。

7 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 提案は、1者1提案までとします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当する時は無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容又は実現不可能な内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 本委託業務の契約及び事業執行にあたっては、プロポーザルで提案された内容等を発注者と受注者が協議のうえ、変更することがあります。